

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例 の一部改正（案）について

【改正前】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺伝子組換え作物 (略)
- (2) 一般作物 (略)
- (3) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培

遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第5項に規定する第一種使用等であるものをいう。



【改正案】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺伝子組換え作物 (略)
- (2) 一般作物 (略)
- (3) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培

遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第5項に規定する第一種使用等 （法第4条第1項の承認を受けた同項に規定する第一種使用規程に従って実施する食用若しくは飼料用に供するための栽培又は規則で定める隔離ほ場における栽培に限る。） であるものをいう。

※法…遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律